

令和 6 年度 地域密着型サービス事業所に対する指導状況について

1 運営指導について

介護保険法第 23 条の規定に基づき、事業所に対し、事前に実施日等を通知し、事業所において個別に指導を行っている。

- ・ 入所系サービスは、概ね 3 年に 1 回実施
- ・ 居宅系サービスは、概ね 5 年に 1 回実施

(1) 令和 6 年度運営指導実施状況（令和 7 年 2 月 1 日現在）

	対象サービス	件数	指摘なし	口頭指導のみ	文書指導あり
1	地域密着型通所介護	12	0	0	12
2	認知症対応型通所介護	1	0	0	1
3	小規模多機能型居宅介護	3	0	0	3
4	認知症対応型 共同生活介護	10	2	0	8
5	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	4	0	0	4
計		30	2	0	28
(参考) 令和 5 年度 計		26	1	1	24

(2) 主な指導事項

- ① 重要事項説明書等について、必要な項目を記載していない。
- ② 運営推進会議について、記録を作成し、公表していない。
- ③ 業務継続計画について、計画の策定や研修及び訓練の実施に取り組んでいない。
- ④ 衛生管理等について、委員会の開催や指針の作成、研修及び訓練の実施に取り組んでいない。
- ⑤ 虐待の防止について、委員会の開催や指針の作成、研修の実施、担当者の配置に取り組んでいない。

【令和 7 年 2 月 1 日現在】

23 事業所から、改善報告書が提出され、適切に運営されている。

※ その他 5 事業所については、改善報告書の提出期限が 2 月 1 日以降であるため、提出され次第、運営状況を確認する。

2 集団指導について

集団指導は、事業所が適切なサービスを提供するために必要な情報（遵守すべき法令の内容，各種サービス提供の取扱い，介護報酬請求に関する事項等）を伝達することを目的として実施している。

地域密着型サービス事業所を含む市内の介護保険サービス全事業所に対して，年1回実施し，運営指導で指摘事項の多い内容を伝え，当該年度に運営指導がなかった事業所に対しても周知し，サービスの質の向上に努めている。

令和6年度については，3月中にホームページへの資料掲載による書面開催を予定している。